

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

転勤の記載例

※ 処理 事項	1. 現年度	2. 新年度

【1】異動があった場合は、すみやかに提出してください。  
※税額変更通知書は、届出を受理した翌月中旬に発送しますので、特別徴収の開始月は余裕を持ってご記入ください。

6年 2月 5日	魚津市長あて	所在地 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1丁目1番地	特別徴収義務者 指定番号 6500001				
		名称 魚津工業(株)	宛番号 1				
		代表者の 氏名 魚津 一郎	担当 係 人事係 氏名 富山 花子				
		法人番号 又は個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6	電話 0765-23-1009				
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動事由	(ウ)の未徴収税額の 徴収方法	異動年月日
フリガナ	タテヤマ イチロウ						
氏名	立山 一郎 (旧姓) 明大 50年1月1日生 取平		6 月分から		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 育児休業 5. 死亡 6. 会社解散 7. 徴収方法変更 8. 就職 9. その他	① 特別徴収 a. 継続 → [3]欄へ b. 開始 [ ]月分から	6年 2月 3日
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 (1月1日現在の住所を必ず記入願います)		1 月分まで			2. 一括徴収 → [2]欄へ (退職時に全額徴収)	普通徴収切替期別
旧住所	魚津市中央通り1番 (給与の支払を受けなくなった後の住所)	12,000 円	8,000 円	4,000 円		3. 普通徴収 → [2]欄へ (本人が納付)	普通徴収 [ ]期から 切替希望
現住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 不明						※納期限を過ぎたものは、特別徴収 への切り替えができません。

【2】未徴収税額〔1〕欄の(ウ)について、一括徴収または普通徴収する場合は、記入してください。  
※1月1日から4月30日の期間に退職される場合は、本人の申出がない場合でも残税額を一括徴収することが義務づけられています。

1. 一括徴収 する場合	給与又は退職手当 等の支払予定日	一括徴収予定額	左記徴収予定額は下記分で納入します。
	月 日	円	月分 ( 月10日納期分)
2. 一括徴収 できない 場合	理由		
	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記ウの額)を超える退職金などの支払がないため		

備考欄

【3】転勤等による特別徴収届出書  
※転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先で〔1〕の欄を記入し、新勤務先へ回送願います。新勤務先では、〔3〕の欄を記入し送付してください。

月割額 1,000 円	2 月分から徴収し 納入します。	受給者番号 11	給与支払方法 及びその期日	所在地 〒920-0000 金沢市広坂1丁目1番	名称 魚津工業(株) 金沢支店	代表者の 職氏名印 魚津 太郎	特別徴収義務者 指定番号 6500002	法人番号 又は個人番号 1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4 4	担当 係 給与係 氏名 石川 次郎	電話 076-222-0110	新規

ご注意  
「未特別  
普通納  
通徴収  
分徴収  
の税額  
に切り  
納期限  
は、替  
えが  
ご本  
人にて  
第一期  
に納め  
る税額  
は、未  
だ納  
期限を  
過ぎ  
ていない  
か、  
第三期  
・十月  
末  
第四期  
・一月  
末  
既に納  
期限を  
過ぎて  
いる